

4月から、生活困窮者へ 支援制度が始まります

悩みを抱えこんで
いませんか？



まずはお困り事をお聞かせください。
相談窓口と一緒に考え、
解決へのお手伝いをします。

◎ 対象となる方
市内にお住まいで、経済的な問題
を抱え、生活に困っている方
(生活保護を受けていない方)

生活自立相談窓口はこちらです

ご相談は、東根市社会福祉協議会 の相談窓口にご連絡ください。

TEL 41-2361

相談無料
(秘密厳守)

(裏面もご覧ください)

4月から、生活困窮者への支援制度が始まります

😊 どんなことをする

相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が



自立相談支援事業



あなただけの支援プランを作ります

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

住宅確保給付金の支給



家賃相当額を支給します

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

😊 対象となる方は？

市内にお住まいで、経済的な問題を抱え、生活に困っている方

😊 相談支援の流れは？

① まずは、相談窓口へご連絡ください。



② 相談員がお困りごとをお聞きします。



③ 一人ひとりにあった支援プランを作成します。



④ 支援プランに沿ったプランを行います。



課題を解決しながら、



《生活自立相談窓口》

東根市社会福祉協議会

TEL 41-2361